

令和4年度笛吹市社会教育委員の会議兼公民館運営審議会  
委嘱状交付式及び第1回会議 会議録

- 1 日時：令和4年6月7日（火） 午後1時30分～午後3時
- 2 場所：笛吹市役所市民窓口館 3階 302・303 会議室
- 3 出席者：◇社会教育委員  
橘田良也、小川幸彦、須田徹、古屋修二、加々美恭子、飯野久、  
鶴田一二美、石倉絹子、三枝秀康、古屋けさよ  
◇教育委員会  
望月教育長、赤尾教育部長、望月文化財課長、  
石和図書館担当丹澤主幹  
◇事務局  
手塚生涯学習課長、生涯学習担当 生原主幹、海野副主幹、柳本主任、ス  
ポーツ推進担当 降矢主幹  
欠席委員：蘆田俊哉、山本千種、廣瀬志保、金子津多恵、渡邊真史
- 4 傍聴人：なし
- 5 次第  
進行 手塚生涯学習課長
1. 開会のことば 赤尾教育部長
2. 委嘱状交付 望月教育長
3. あいさつ 望月教育長
4. 委員自己紹介・職員紹介
5. 会議録署名委員の指名について 三枝秀康委員
6. 議事  
(1) 令和4年度役員選出について 橘田副議長  
(2) 令和4年度事業予定について 鶴田議長  
図書館・文化財課・生涯学習課  
(3) 山梨県各協議会の報告について  
(4) その他
7. 閉会のことば 橘田副議長

## 次第 1.開会のことば

<教育部長> 本日は、お忙しい中、大勢の皆様にご出席いただき誠にありがとうございます。今年度は、第二次社会教育計画の最終年となり、来年度からの計画を策定する年となりますので、委員の皆様には、お集まりしていただく機会が増えるかと思えます。お忙しいところ申し訳ございませんが、どうぞよろしく願いいたします。それでは、ただいまから第1回会議を開会いたします。

<事務局> ここで社会教育委員について事務局から説明させていただきます。

<事務局> 今年度から委員になられた方もおりますので、社会教育委員について簡単ではございますが説明させていただきます。お時間に限りがございますので、この場では要約してお話させていただきます。詳細はお手元の手引きをご覧ください。

社会教育委員の会議の概要についてですが、次第が表紙の資料3、4ページに笛吹市社会教育委員に関する条例と運営会議規則があります。資料3ページの「笛吹市社会教育委員に関する条例」第3条、第4条より委員の定数は20人以内、任期は2年となっています。昨年度より委嘱されております委員の皆様及び、今年度新たに委嘱させていただきます5名の委員様ともに任期は令和5年3月31日までとなっております。

資料4ページの「笛吹市社会教育委員会会議運営規則」第3条より定例会は年3回開催で、必要に応じ臨時会を開くとあります。今年は、第三次社会教育計画の審議や関東ブロック社会教育研究大会山梨大会を予定しておりますので5回程開催予定であります。

報酬について今回資料には掲載しておりませんが、議長は年間18,000円、委員は15,000円となります。

次に社会教育及び社会教育委員の職務についてご説明いたします。

社会教育についてですが、お手元にあります、社会教育委員の手引き4ページ中央の図をご覧ください。人が生涯にわたって学び続ける生涯学習のうち、教育による学習のなかでも、社会教育は学校・家庭以外の広く社会における教育による学習を指すとあります。例にありますように、市が行う講座、青少年団体が行う講座、民間教育者による講座などがこれに該当します。

社会教育委員の職務についてですが、社会教育委員の手引き9ページ下のほうにある「社会教育法第17条1項」より1. 社会教育に関する諸計画を立案する 2. 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、

これに対して意見を述べる 3. 職務を行うため必要な研究調査を行うこととあります。定例会では社会教育の年間事業計画や社会教育計画について提案させていただきますので、委員の皆様には市民の目線から意向や課題をだしていただきたいと思います。

つづきまして、公民館運営審議会についてご説明いたします。

笛吹市では社会教育委員が公民館運営審議会委員を兼任しています。

公民館につきましては、次第が表紙の資料5ページから6ページに公民館条例が定められております。公民館条例第6条4項により任期は同じく2年となっており、委員の皆様の任期は、令和5年3月31日までとなります。資料6ページ別表1に6つの公民館がございます。今年度より春日居地区公民館が、春日居コミュニティーセンター施設からめぐり情報ステーション施設に変更になり条例を改正いたしました。昨年度は委員の皆様にご審議いただきありがとうございます。

また、委員の皆様には山梨県の公民館運営審査会などに出席いただく場合がございますので、都度ご通知いたします。簡単ではございますが、社会教育委員及び公民館運営審議委員について職務等の説明となります。

## 次第 2.委嘱状交付 望月教育長から交付

## 次第 3.あいさつ

<教育長>

あらためまして、皆様こんにちは。本日はお忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。日頃から笛吹市の社会教育、生涯学習にお力添えいただいております。ただいま委嘱状を交付させていただきました。委員の皆様は、それぞれの分野で幅広い知識と経験をお持ちの方ばかりです。笛吹市の社会教育、生涯学習の振興のためにお知恵をいただきますよう、よろしく願いいたします。

さて、人生は100年時代を向かえております。若者から高齢者にいたるまで、すべての人が生涯にわたって学び続け、生きがいをもって人生をおくる社会づくりが必要となっております。主催するスコレー大学では累計履修単位が10単位に達しますと、修了証書をお渡しておりますが、今般二人目の修了者がでました。生涯にわたり学び続けようという志を持ちながら、学び続けられることは、本当に素晴らしい事と強く感じております。これからも充実した学びの環境づくりに努めていきたいと思っております。

昨年度は感染症拡大防止対応の影響で様々な分野で活動の制限がありましたが、感染予防対策を取りながらスコレー大学や市民講座の実施、ま

た施設開放など市民の皆様のニーズにお応えをしてきました。今後も感染状況と国県の動向を見極めながら様々な活動を計画する中で、できる限りの取組をしていきたいと考えております。

市では、学び合う・支え合う・高め合う地域力を基本理念に第二次社会教育計画を策定しております。今年度が計画の最終年度となっておりますので委員の皆様にはご苦勞をおかけしますが、よろしく願いいたします。

皆様方には社会教育の円滑な推進のために市民の代表として、ご助言やご提言などまた、ご指導ご支援を賜りますようお願いを申し上げ簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。一年間よろしく願い申し上げます。

#### 次第 4.委員自己紹介・職員紹介

#### 次第 5.会議録署名委員の指名について

<事務局> 次第が表紙の資料 4 ページの笛吹市社会教育委員会議運営規則第 4 条 2 項により会議録には議長及びその日の会議において議長が指名する 1 人の委員が署名しなければならないとあります。また議事については、同規則第 2 条 2 項により議長が会の長となるとありますが、昨年度まで議長を務めていただきました雨宮寿男様が退職されましたのでの現在、議長が不在でございます。同規則第 2 条第 3 項に副議長は議長に事故あるときは、これを代理するとありますので、今回橘田副議長様に議長代理をお務めいただき、会議録署名委員の指名をお願いしたいと思います。

<副議長> それでは、会議録署名委員は 三枝 秀康様にお願いします。よろしくお願いします。

<委員> はい。

#### 次第 6.議事

<事務局> それでは、議事に入ります。先程の申し上げましたとおり、議長選出までの間、橘田副議長に議長代理をお願いし、議事の進行をお願いいたします。よろしく願いいたします。

<副議長> ご声援いただきましたので、議事につきましては、私が議事進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

#### 議事(1)令和4年度役員について

<副議長> (1) 令和4年度役員について、事務局よりお願いいたします。

<事務局> 令和4年度役員についてですが、資料2ページをご覧ください。昨年度から役員となっている委員の皆様には、令和3年度に引き続き役員をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。  
なお、こちらには記載がありませんが、図書館協議会の委員につきましても令和3年度に引き続きお願いしたいとのことですので、図書館から直接依頼がありますので、その際はよろしくお願いいたします。議長につきましては、雨宮議長退任により新議長の選出について、ご審議お願いいたします。

<副議長> 議長選出についてですが、委員会の運営規則第2条により、委員の互選となっておりますがいかがでしょうか。

<委員> 事務局に一任いたします。

<副議長> 事務局から案がございますか。

<事務局> 議長に、平成29年より委員を務めており、社会教育に広くかかわっていらっしゃる鶴田一二美様をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

<委員> 拍手

<副議長> ご賛同の拍手をいただきましたので、事務局の案で決定をしたいと思います。

<事務局> ありがとうございます。なお、議長のあて職として山梨県社会教育委員連絡協議会の理事がございますので鶴田議長様お願いします。また、笛吹市博物館運営協議会委員及び釈迦堂遺跡博物館協議会委員の宛て職もおねがいしておりますので、よろしくお願いいたします。

<副議長> それでは、議長が決定いたしましたので、ここで議長を交代いたします。  
ありがとうございました。鶴田議長様よろしく願いいたします。

<議長> あらためまして、こんにちは。先程選任をしていただきました、鶴田  
一二美と申します。よろしく願いいたします。皆さまもご承知のと  
おり、現在コロナ過で事業やイベントの縮小または、中止という状況  
になっております。社会教育においても事業が中止するなど影響を受  
けているところであります。これが、コロナ前のように事業ができる  
ようになるには、まだ難しいところもありますが、今私達にできるこ  
とを考え、また見直しをしたり考え方を変えたり等、柔軟な対応をす  
る中で、少しでも早く社会教育の事業ができるようになればと思いま  
す。皆様のご協力をいただく中で社会教育が前進していくことお願い  
しまして挨拶と代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

#### 議事(2)令和4年度事業予定について

<議長> それでは、引き続き議事を進めさせていただきたいと思えます。議事(2)  
令和4年度事業予定について、それぞれ事務局から説明をお願いいたし  
ます。

<石和図書館担当>資料に基づいて説明。

<文化財課長> 資料に基づいて説明。

<生涯学習担当>資料に基づいて説明。

<議長> 中止となる2講座は何でしょうか？

<生涯学習担当>中止が決まった講座は、17ページの33番「粘土で作るフェイクスイーツ  
作り」と37番「ハーバリウム講座」が人数に達しなかったので中止とな  
りました。

<生涯学習担当>引き続き資料に基づき、説明。

<教育部長> 追加でご報告いたします。本日、午前中に市の新型コロナウイルス感染

症対策本部が開かれ、知事の協力要請を受け変更した決定事項があります。社会教育施設、社会体育施設、学校開放施設（体育館等）、文化財施設、図書館施設における利用について、中でも大きな変更点として2点ご報告いたします。1点目はマスクの着用についてです。本人の意に反してマスクを無理強いすることの無いようにということが前提で、お配りしました資料のとおり会話の有無、身体的距離の確保の有無、屋内外によって対応が変わります。また、利用人数の制限についてですが、定員の定めのある施設については、人数制限がなくなり定員まで利用可能となりました。定員の定めのない施設につきましては、床面積等に対し1人当たり8㎡だったのが3㎡に変更いたしました。以前に比べ緩和されましたが、今後も基本的な感染対策を行いながら、利用をしていくことになっております。

<議長>            ありがとうございました。それでは、それぞれ担当より本年度の事業について説明がありましたけれども、委員の皆様方から何かご質問はございますでしょうか。  
よろしいでしょうか。またご質問などありましたら担当へ問い合わせていただきたいと思っております。

### 議事(3)山梨県各協議会の報告について

<議長>            それでは、続きまして(3)山梨県各協議会の報告についてですが、山梨県各協議会の報告を事務局、宜しく申し上げます。

<事務局>            令和4年度山梨県社会教育委員連絡協議会第1回理事会について別紙資料に基づいて説明。  
第53回関東甲信越静社会教育研究大会山梨大会第1回実行委員会について別紙資料に基づいて説明。

<議長>            ただいま、事務局から説明がありました、8名の方に当日分科会の担当をお願いしたいとありましたが、いかがでしょうか。事務局から案がありますか。

<事務局>            8名の方ですが、鶴田議長様、橘田副議長様、文化協会 小川様、石和町 加々美様、御坂町 飯野様、八代町 石倉様、境川町 三枝様、春日居町 古屋様 8名の方をお願いしたいと思います。

- <議 長> 今お名前を呼ばれました、8名の方は、よろしいでしょうか。  
では、よろしく願いいたします。
- <事務局> ありがとうございます。役割分担がそれぞれありますので、会議終了後、分担を決めたいと思います。
- <議 長> では、8名の方には、会議終了後お残りいただいて、分担を決めたいと思います。よろしく願いいたします。
- <事務局> 令和4年度山梨県公民館連絡協議会第1回理事会について別紙資料に基づいて説明。
- <議 長> それでは、事務局から報告がありましたが、何か皆様からご質問ご意見などありますか。無いようでしたら、次に進めます。

#### 議事 (4) その他

- <議 長> (4) その他 事務局からお願いいたします。
- <事務局> 第三次社会教育計画についてですが、第二次社会教育計画の期間が平成31年4月1日～令和5年3月31日となっており、今年度末をもって終了となりますので新たに、令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間についての第3次社会教育計画を策定する予定しております。つきましては、委員の皆様からのご審議をいただく予定しております。事務局で計画策定のための資料を作成し、7月下旬頃に委員の皆様へ資料を送付いたします。内容を検討していただき、第2回会議の際にご意見を募りたいと考えております。第2回会議は8月上旬頃を予定しております。追ってご連絡したいと思いますのでよろしくお願いいたします。
- つづきまして、社会教育指導者研修についてですが、次第が表紙の資料最後のページをご覧ください。社会教育指導者研修が2回開催されます。ご都合のつく中でどちらかへ出席をお願いいたします。取りまとめの都合上、参加される方は7月8日までにご連絡ください。



- <議 長> 第三次社会教育につきましては、委員の皆様にはご足労いただく機会がありますが、宜しく願いいたします。また社会教育指導者研修については申込期限がありますので、担当へ期日までに申し込みをお願いいたします。委員の皆様から何かございますか。
- <委 員> 以前お伝えしました、甲斐国分寺跡の案内看板が上を向いており、看板が見えないので、順次直していただけるとの説明でしたが進捗状況は、いかがでしょうか。
- <文化財課長> 甲斐国分寺跡、甲斐国分尼寺跡等の案内看板の修繕についてですが、計画的に進めているところです。現在、甲斐国分寺跡の発掘調査をしているところですので、その調査結果を反映した案内看板に改める予定ですので、今年度については甲斐国分寺跡、甲斐国分尼寺跡以外の案内看板から順次修繕していく予定です。
- <委 員> ありがとうございます。続けて質問します。笛吹市の観光は、温泉、花火、特産品等に注目されていますが、市内には重要な文化財が多くあり、文化財や歴史文化等に力を入れていくのもよいと思います。例えば、地下鉄の父早川徳次氏について取り上げたり、関連施設を利用するなど、観光に活かしつつ、市の歴史や市出身の活躍した偉人等を知ることが、子供たちにとっても、市の文化や歴史を学ぶ良い機会になります。いかがでしょうか。
- <文化財課長> ありがとうございます。文化財課としても、文化財に着目していただくこと、また文化財を観光に活かしていく事は重要なことと考えております。甲斐国分寺跡、甲斐国分寺尼寺跡の今後の整備について、計画しているところですが、先進地を視察したところ、見せ方や分かりやすい伝え方など参考にしていく予定です。また、八代の銚子塚古墳や御坂町の姥塚古墳など、アピールできる重要文化財がありますので、市民の方や観光客にアピールしていきたいと考えています。そして、市の国分寺と国分寺市の国分寺は、共に歴史文化財に指定されてから 100 年が経過しており、国分寺市から笛吹市へ来訪していただき、交流をする機会がありますので、この機会を PR のきっかけとなればと考えています。早川徳次氏についても、関係団体と協力しながら、今後取り組んでいく予定であります。

<議長>           ありがとうございました。よろしいでしょうか。他に、ご質問ご意見ありますか。無いようでしたらこれで議事を閉じさせていただきたいと思  
います。ご協力ありがとうございました。

#### 次第 7.閉会のことば

<事務局>           鶴田議長様議事の進行ありがとうございました。それでは最後になります  
が閉会の言葉を橘田副議長様お願いいたします。

<副議長>           長時間にわたりお疲れ様でした。今年度は、第三次社会教育計画の審議  
があります。第二次社会教育計画の成果と課題を踏まえながら検討して  
いき、また市の実情や市民の要望など取り入れながら、審議していき  
たいと思います。それでは、以上を持ちまして社会教育委員の会議兼公民  
館運営審議会第 1 回会議を閉会とさせていただきます。大変、お疲れ様  
でした。